橘処理センター維持管理情報

令和6年9月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

	<u> </u>	<u> </u>	
項目	対象	種類	数量(t)
	1号炉		0.00
処分した一般廃棄物の種類及び数量	2号炉	可燃性混合廃棄物	5, 462. 47
	3号炉		5, 513. 13

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※1に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和6年9月1日 ~ 令和6年9月30日		
次 口	対象	測定を行った位置	測定の結果**2	基準値	
燃焼室中の燃焼ガスの温度(℃)	1号炉 2号炉 3号炉	焼却炉出口	- 1130 1135	800℃以上	
集じん器に流入する 燃焼ガスの温度 (℃)	1号炉 2号炉 3号炉	集じん機入口	- 187 190	おおむね 200℃以下	
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度(ppm)	1号炉 2号炉 3号炉	煙突入口	- 11. 9 14. 8	100ppm以下	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

	4 1 2 2 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5				
	項目	対象	除去を行った年月日		
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉 2号炉	令和6年9月9日~30日			
	3号炉	-			
±	排ガス処理設備にたい積した	1号炉	令和6年9月9日~30日		
がガス処理設備にたい傾した ばいじんの除去	2号炉	-			
	3号炉	-			

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

		測定に係る排ガスを 採取した年月日		測定の結果の 得られた年月日		
	1号炉	_		_		
項目	2号炉	令和6年9月5日		令和6	令和6年9月24日	
	3号炉			年10月10日		
	対象	測定に係る排ガスを 採取した位置	測	定の結果	基準値	
煙突から排出される排ガス中の ダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	煙突		_	0. 1	
	2号炉			_		
	3号炉			_		
硫黄酸化物濃度(ppm) 【硫黄酸化物排出量(m ³ N/h)】	1号炉	2号炉 煙突 3号炉 5.4		-		
					[15.7]	
The Article of the Ar				4 [0.16]		
ばいじん濃度 (g/m³N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	les de	_	-	0.04	
	2号炉	煙突	0.0010未満		0.04	
	3号炉		0.	0010未満		
塩化水素濃度 (mg/m³N) (O ₂ 12%換算)	1号炉 2号炉	/ 正 /立		1.0	1.50	
	3号炉	煙突		10 11	150	
_	1号炉					
窒素酸化物濃度(ppm)	2号炉	煙突		17	250	
(O ₂ 12%換算)	3号炉	任大		17	200	

^{※1} 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

^{※2} 測定の結果については、月の平均値とする。